

福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2023年9月27日 No.53 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263
事務局 E-mail datsushiga@yahoo.co.jp ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

内容

9月14日 第38回口頭弁論 芦田京大名誉教授の証人尋問	1
進行協議の内容	2
法廷での尋問内容	2
【原告側の主尋問】	2
【関電側の反対尋問】【原告側補充尋問】【池田裁判長の質問】	3
記者会見・報告集会	4
【井戸弁護士長の概要説明】【芦田先生の発言】	4
【石川弁護士の発言】【質疑応答】	5
今後の大津地裁での原発裁判の予定、訃報、避難計画に関する交流会(7月23日)	7
情報コーナー：脱原発弁護団全国連絡会議と原子力市民委員会のHPから	8

9月14日 第38回口頭弁論 芦田京大名誉教授の証人尋問

**原告主尋問「基準地震動を定めるには地下構造の正確な把握ができる三次元探査が最適、
原発のような重要構造物でなぜ実施しないのか？」**

関電側反対尋問 主尋問を覆すような内容なし

次回12/7赤松証人への原告側主尋問、3/21被告側反対尋問

9月14日、福井の関電原発7基の運転差し止めを求めた本訴(2013年12月24日提訴)第38回口頭弁論が大津地裁で行われました。

午前11時から原告の代表も参加した進行協議が行われた後、午後1時半から法廷での弁論、午後5時前から記者会見・報告集会を行いました。法廷では、原告側、被告側それぞれ60分の持ち時間で芦田名誉教授への尋問が行われました。

原告側主尋問では、各原発の地盤は関電が主張しているような水平成層構造ではなく、褶曲や断層が認められること、正しい

地震動評価をしようとするなら、断層があるかないのか、どこまで連続しているかなどが正確に把握できる三次元探査が必要であることなどの証言が得られました。

一方、関電側反対尋問は、関電が実施した各種地盤調査の目的を把握しているか、規制委員会の審査で関電の調査で問題にならなかったことを知っているか、などであり、主尋問の内容を覆すようなものではありませんでした。

裁判長も調査測線が直線ではないことが評価にどう影響しているかなどの質問をしました。

今回の弁論に向けて原告側は準備書面(94)を提出しました。これは、野津厚氏(国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所、港湾空港技術研究所地震防災研究領域 領域長)の意見書2通に基づく主張です。その内容は、白木-丹生断層及びC断層は、美浜原発にとって「震源が敷地に極めて近い場合」に当たり、F0-A~F0-B~熊川断層は大飯原発にとって、「震源が敷地に極めて近い場合」に当たるものであり、新規規制基準にしたがって浅部断層で生成される地震動を評価した場合、美浜原発及び大飯原発の各基準地震動は大幅な積み増しを必要とすることが明らかであることを主張したものです。

被告側は準備書面(71)を提出しました。これは前回の第37回口頭弁論にける原告側求釈明事項にこたえたものです。

次回は12月7日、13時15分から180分間、赤松証人に対する原告側主尋問を行うことを確認しました。

進行協議の内容

11:00から行われた進行協議の内容は以下のとおりです。

赤松意見書に対する被告側準備書面

関電側は検討したが反論書面は出さないことになったと回答しました。

次回12月7日(木)の日程

11:00~進行協議

13:15 開廷

14:45まで原告側主尋問(90分)

15分休憩

15:00~16:30 原告側主尋問(90分)

2月8日(木)11:00~12:00 進行協議

原告側の今後の対応の見通しなどについて

3月21日(木)赤松証人に対する反対尋問

詳細は12月7日に協議

6月の期日として

6月20日(木)を設定

法廷での尋問内容

【原告側の主尋問】

原告側は石川弁護士が尋問を行いました。尋問と芦田証人の証言の要点は以下のとおりです。

①基準地震動に関する審査ガイドでは「地盤が水平成層となっている場合を除き、三次元的な地下構造により検討する」とされているが、関電が作成した大飯原発の地下構造図を見ると、水平成層とはいえない。

②関電は各原発の敷地地盤は「成層かつ均質」と主張しているが、断層や褶曲が見られ、成層とは言えないし、S波速度が遅くなっている箇所が存在することからすると、均質であるとも言い切れない。

(法廷で芦田証人は、関電調査の大飯原発A測線とB測線の深度断面図に地層および断層の位置を書き入れた。)

③地下構造が成層でなかったり、均質でなかったりすると地震動が増幅される可能性がある。

④関電側の専門家意見書では、地下構造を水平成層とみなして一次元の速度構造モデルとしたことは科学的に妥当とされているが、大飯原発の深度断面図を見ると反射面¹が連続していないことは明らかであり、一次元の速度構造モデルとすることはできない。

⑤また、関電が大飯で行っている二本の測線を配置した反射法地震探査で「地中の反射面に極端な起伏がないことが確認できた」と主張しているが、二本の測線では

¹ 地震波や音波が反射する地層の境界面

地下構造を正確に描くことはできない。

⑥審査ガイドでは、「最先端の調査手法が用いられることが重要」とされているが、関電が実施した二次元探査に比べて三次元探査の方が最先端の手法である。

⑦阪神淡路大震災で震度7のベルト地帯が発生したが、三次元探査による地下構造のデータを入力することにより、再現できている。関電の調査結果からも計算はできるが、信頼性の高い正しい結果を得ようとするなら三次元探査を行うべきである。

【関電側の反対尋問】

一方、関電側の尋問概要は次のような内容でした。芦田先生の個々の回答は省略しますが、主尋問の内容を覆すようなものはありませんでした。

- ①地震学会を2008年で辞めた理由は？
- ②地震動評価に関する調査の従事経験は？
- ③地震審査ガイドでは、反射法地震探査など各種調査手法についてそれぞれの調査目的が記載されているが把握しているか？
- ④調査結果の解釈に必要な分野ごとの知識とは？
- ⑤その知識は十分と考えているか？
- ⑥地震動調査のためには三次元探査が必要と考えているか？
- ⑦審査ガイドでは二次元または三次元とされている。二次元ではだめか？
- ⑧原発で三次元探査の実施例があるか？
- ⑨規制委も三次元探査でなければならぬとはしていないことについてどう考えるか。
- ⑩関電が行った各種地盤調査の目的を把握しているか？
- ⑪関電が海域で1120kmの測線で調査を行ったことは知っているか？
- ⑫地下構造のモデル化に携わった経験は

あるか？

【原告側補充尋問】

Q.証人は地震動調査に直接関わったことはないが、地下構造を把握するための物理探査が専門であること、そして、地震動の正確な評価のためには物理探査による地下構造の正確な把握が必要ということではないか？

A.そのとおり。

Q.新規制基準では地下構造の三次元的な把握が必要とされているが、そのための有効な方法は何か？

A.三次元探査である。

Q.関電が行った微動探査などはどうか？

A.三次元探査に比べてコストは安く、ある程度の把握はできるが、深いところまでの構造把握は無理だ。

Q.関電は1120kmの測線の調査を行ったが断層がつかないかつかっていないのか確かめられていない。このことについてどう思うか？

A.三次元探査を行えばすべて正確にわかる。

Q.三次元探査が可能なのにやらないことについてはどう考えるか？

A.微動探査だけで何がわかったのか理解できない。

【池田裁判長の質問】

Q.証人が主尋問で図示した大飯原発の断層は地表に表れているか？

A.地表にでていないかどうかこの図ではわからない。

Q.測線が曲がっていることの影響について、測線の設置の仕方では断層ではないものが断層に見えることがあるか？

A.やり方によってはあり得るが、適切にデータ処理すればそうしたことはない。

記者会見・報告集会

【井戸弁護団長の概要説明】

今日の期日に向けて、原告側は震源極近傍問題で準備書面(94)を提出しました。関電は次回期日までに反論をだすということでした。この問題については、大阪高裁でも福井地裁でも原告側が主張していますが関電はまだ反論していません。どんな反論がでてるか注目したいと思います。

被告が提出した準備書面(71)は、前回の弁論で原告側が釈明を求めた事項についての回答です。

それから、次回12月から赤松先生の尋問が始まりますが、関電はこれまで、赤松先生の意見書に対して総括的な反論を検討するとしていましたが、今日の手続きでは反論しないということになりました。なぜ反論しないのか、あるいはできないのかは分かりませんが、総括的な反論なしに尋問に入ることになります。次回12月に主尋問3時間、3月に反対尋問3時間という日程で行われます。

そうした手続きの後、芦田先生への尋問に入りました。あとで芦田先生と担当した石川弁護士にしゃべってもらいますが、私の感想として、まず、関電側は調査の目的についてしつこく聞いてきました。調査にはそれぞれ目的があるから、あれもこれも三次元でなければならぬというものではないという趣旨だったのだらうと思います。しかし、一番正確な地下構造の把握は三次元探査であり、これは何十年も前から開発された技術であり、やろうと思えばいくらでもできます。費用はかかるが関電だったらやれるはずで、新規制基準では地下構造の三次元的な把握を求めているのに関電だけでなく、どの電力会社もやっていません。

芦田先生は政府の審議会の要職をつとめられ、2000年代から原子力発電所では三次



元探査が必要だと訴えてこられました。それが新規制基準でも三次元的な把握が必要ということにつながっているわけです。

それをやらないことを正当化するという反対尋問だったわけです。それを裁判所がどのようにとらえたかはわかりませんが・・・。

今日は長時間にわたってありがとうございました。大変ごくろうさまでした。

【芦田先生の発言】

みなさんごくろうさまでした。私は地下を調べる仕事をずっとやってきました。1983年には三次元調査をやりました。その時には世界的にも三次元調査がやられていました。ところが原発では今でもやられていない。

地下がどうなっているかは原発の安全性を考えるうえで一番重要な事項です。三次元探査を医療でたとえると、レントゲン撮影が平面としてとらえる二次元、三次元はCTスキャンやMRIです。体を輪切りにして中身を立体的に精度よく把握できます。二次元でもある程度はわかりますが、精密にはわからない、二次元の調査結果を使ってもシミュレーションで結果はでますが、三次元と比べてどちらが信用できるかというところ三次元の方が正しい結果が得られるのです。

たとえば、断層がつながっているか切れているかなど、委員会での資料は山ほど出てきます。トレンチを掘ったりしますが、断層が

ないところをいくら掘っても無意味です。断層が原発の方へ伸びていけばその原発は動かすことができなくなります。こういうことは三次元探査をやれば一発で分かります。

私は今年で80歳になりますが、もう地位もいない、何もいない、怖いものもありません。自分がやってきたことを役立てるためにみなさんといっしょに頑張っていきたいと思います。

【石川弁護士が発言】

芦田先生はこの間、大分地裁、松山地裁、広島高裁の三カ所で証人として採用されてきており、今日、四カ所目として採用された重要な証人です。

法廷で証言していただいたとおり三次元探査の必要性についてわかりやすく証言していただくよう心掛けてきましたがその目的は達成できたかと思っています。

関電の反対尋問は井戸先生がおっしゃったとおり、各種地盤調査は目的に応じてやらなければならないので、なんでもかんでも三次元探査をしなければならないわけではないという趣旨だったかと思っています。この論法でいくと、三次元探査は不要ということになりますが、そんなことはない。地中の構造を正確に把握するのにどの目的でも三次元は必要ないという、暴論に近い反対尋問だったかと思っています。

最後の裁判長の質問ですが、測線が曲がっている関係で正常な地下構造が不正常に見える可能性はどうかというものであり、その可能性は否定できないというのが芦田先生の回答でした。ただ、逆も言えることであり、測線が曲がっているがゆえに、不正常的な構造が正常に見えるということもあり得るのかと今になって思っています。

【質疑応答】

Q1. 今回の証言はこの裁判のなかでどういう

位置づけであったのか？また、尋問を終えてどのような手ごたえであったのか？

A. いくつか争点があるなかで地震動が最大の争点であると考えている。基準地震動の問題についてはいろんな論点があり、全国の原発裁判をみても似ているところもあれば、固有のものもある。大津訴訟の特徴は地下構造の把握であり、関電の地下構造の把握がいかにかげんかを指摘している。そういういい加減な地下構造の把握により算出した基準地震動は信用できないものであるということを立証しようとしている。地下構造の把握がいかげんであることやごまかしがあることについては次回、赤松先生にお話しいただく予定だ。

今日の芦田先生のお話は、その前提として正確な地下構造の把握のためにやれることがあり、それが三次元探査だということを説明していただいた。このことは、新規制基準でも求められているのに関電をはじめ各電力会社それをしようとしない。詳細に把握すると何かまずいことがあるのではないかと思えるぐらいしよとしない姿勢の問題を浮き彫りにした。

そのことが今回の尋問の目的であり、その目的は達成できたと思っている。

Q2. 関電が三次元探査を行わない理由はどういうことか？

A. 新規制基準で三次元的検討を求められるのは、「地盤が水平成層である場合を除き」とされている。

関電は各原発の敷地地盤は水平成層であるとしていることが理由の第一だ。今日の尋問の前半は、関電がやっているような水平成層ではないということを述べてもらった。しかも、本当に水平成層かどうかは三次元探査をしないとわからない。このことは規制委員会の委員長代理

であった島崎先生が会議でそうした発言をされている。

もう一つの理由は、いろんな調査を組み合わせて三次元的な把握をしているとしていることだ。

関電は、この二つを三次元探査を行わない理由としている。

Q3.三次元探査はいろんな呼び名があるが正式名称は？

A. 物理探査学会の用語辞典では、三次元反射法地震探査が正式名称となっている。

Q4.今後の話だが、赤松意見書に対して関電はもう反論しないということで次々回反対尋問をするのか？

A. そういう予定だ。

Q5.高浜2号機などが再稼働するという状況についてどう考えるか？

A. 安倍政権ではまだ控えめだったが、岸田政権ではなりふりかまわず再稼働させている。やりたかったことをやる姿勢を鮮明にしている。福島事故から時間がたち市民の中の恐怖感もうすれており、ああゆう露骨な政策展開をしても政権は維持できると判断しているのだろう。しかし、南海トラフがいつ動くかわからない状況下ではいつしっぺ返しをくらうかわからない。それに対する我々の反撃もこの裁判を含めてたくさん行われている。ただ、司法の場での闘いだけでは不十分であり、世論自体を変えていく運動の中で司法における闘いを位置付ける必要がある。関西では老朽原発に対する粘り強い運動が行われおり、こんど10月22日には大阪で集会も予定されている。

今のような状態を次の世代に引き継ぐわけにはいかない、我々の世代で決着をつけなければならない、そういう思いを新たにしている。

～以下、一般参加者からの質疑～

Q6.三次元探査というのは CT や MRI のよ

うに詳しく地下構造がわかるのに何故やらないのか。詳しくやると隠している本当のことがでてくるのではないか。

A. 関電が何を考えているのかはわからないが、これはお金の問題ではない。人命にかかわる問題なので最新の技術を用いた調査をすべきだ。

Q.6に関連した赤松先生のコメント

関電は建設当時の構造モデルを変更したくなかったのだと思う。いろんな調査を行ったが最新の構造モデルは層の数を増やただけでモデルそのものはあまり変えなかった。

裁判長の質問は鋭いものだった。実は、調査をした測線とモデルの測線は異なる。そうせざるを得ないのだが……。関電は速度解析やマイグレーションを行って、自信のある構造図を出してきたと思うが、それでもああゆう変な構造が表れている。三次元探査をやればもっといろいろ出てくるのではないか。

名古屋の(行政)訴訟団から

福井の老朽原発を対象に2016年に認可の差し止めを求めて提訴したが、認可されてしまったので認可取り消しを求めて闘っている。

争点は、老朽化、地震、火山などだが、放射性廃棄物の審査不存在という名古屋特有の主張もしている。また、火山問題では、噴火中にフィルター交換をしなければならないというアナログ的な対応や電力不足論について主張する予定だ。

圧力容器の中性子脆化問題を中心にして原発老朽化問題研究会を設置して意見書を裁判所に提出した。その内容を「原発の老朽化はこのように」という本にとりまとめた。

今後の大津地裁での原発裁判の予定

12月7日(木) 午前11時から進行協議

午後1時15分から赤松先生への原告側主尋問 180分

2024年

3月21日(木) 赤松先生への被告側反対尋問 180分。日程の詳細は12月7日に決定

2月8日(木) 11:00~12:00 進行協議

6月20日(木)

訃報

当弁護団の吉川実先生が亡くなっていたことが判りました。

最近体調不良のため弁論期日にも出席されていませんでしたが、当初は、熱心に出席され、準備書面もかなり書いていただきました。

亡くなったのは7月の末ころのことだそうです。

詳しい情報は私にもわかりません。

吉川さんは、私と司法研修所同期、同クラスで、一緒に裁判官任官を目指した仲間でした。私は任官でき、青法協会会員であった吉川さんは、任官を拒否されました。

最高裁相手に行政訴訟を起こすべく準備されていましたが、最終的に断念されました。

その後は大阪弁護士会で弁護士として元気に活躍されていましたが、晩年は心臓の病気で闘病されておりました。

菅先生に続いて吉川先生も失い、まことに残念です。

両先生の思いを引き継いで、頑張っていきたいと思います。

(井戸弁護団長のお知らせメールより)

避難計画に関する交流会(7月23日)

岡山市で開催された第65回自治体学校の2日目の7月23日(日)の夜、京都自治体問題研究所が行った避難計画に関する全国調査を踏まえて、新潟、茨城、静岡、滋賀などの状況報告と交流が行われました。その特徴点についてお知らせします。

①関係府県では原子力災害防災訓練が行われているが、緊張感に欠けるものとなっており、各府県で住民監視が必要。

②新潟では、避難計画をはじめ3つの検証の総括を有識者会議ではなく、県が行うとしており、これに対して住民側でも総括を行う取組が始まっている。

③東海第2原発は、周辺自治体との協定が締結されているが、再稼働に向けた自治体協議が行われている。

※資料は下記からみることができます。

<https://drive.google.com/drive/folders/1XJkDPxWspm6sSyWBYIAZE7SqPntoAmxE>

情報コーナー

脱原発弁護団全国連絡会議のホームページから

[脱原発弁護団全国連絡会：9月の原発裁判 本日発売の週刊金曜日 \(datsugenpatsu.org\)](http://datsugenpatsu.org)

・週刊金曜日（8月25日号）「みんなで傍聴9月の原発裁判」が掲載され、大津はじめ12箇所での原発裁判の予定が示されています。

・また、同号では、広島地裁、伊方原発運転差止請求訴訟「四電の地震動策定方法を批判する専門家の証人尋問」と題して、大津でも原告準備書面(94)の意見書を書かかれた野津厚先生の証人尋問の顛末を報告しています。

・伊方原発広島裁判による、原発・被曝ホントは怎なの？チラシ 第5回「トリチウムは人体にはほぼ無害？とんでもない！」では図解入りで解説しています。

(https://saiban.hiroshima-net.org/pub/honto/dounano_05.pdf)

・樋口英明元裁判長の新刊『南海トラフ巨大地震でも原発は大丈夫と言う人びと』が発売されたことが紹介されています。

原子力市民委員会ホームページから

[原子力市民委員会 \(ccnejapan.com\)](http://ccnejapan.com)

・8月22日緊急声明「関係者との合意を無視した海洋放出決定は最悪の選択である」

・【8/30(水)】第三十三回 原子力市民委員会「風雲急を告げる高レベル放射性廃棄物の処分問題」(動画)

・福島第一原発からの処理汚染水に関する関連情報

・福島原発事故による除染土・廃棄物の関連情報

・オンライントーク「原発ゼロ社会への道」2023、2022、2021 (動画)

・原子力市民委員会の本 (各種)

30年以内に80%の確率で日本を襲う大規模地震・南海トラフ。「原発は大丈夫」と言い張る電力会社と裁判所に元裁判官が迫る！

南海トラフ巨大地震でも原発は大丈夫と言う人々
樋口英明(著)



原発問題を臨に置いた防災論議も国防論議も空理空論です！
大飯原発運転差止めの判決を言い渡した当時の裁判長が、最新の地震観測結果、科学的知見から明らかな原発の危険性をもとに、必ず起こる南海トラフ巨大地震でも伊方原発は安全だという四国電力の主張、それを認めた広島高裁決定の問題点を語る。

◎目次
第1章 原発の本質とわが国の原発の問題点
1. 原発の本質/2. わが国の原発の問題点
第2章 南海トラフ地震181ガル(震度5弱)問題
1. 問題の所在/2. 伊方原発新鋭機部分について/3. 新鋭機部分に最高震度5弱について/4. 裁判官はなぜかくも不公平で無責任なのか
第3章 原発規制と敷地攻撃能力
1. 原発規制/2. 敷地攻撃能力/3. 法的主張と法の支配

【著者プロフィール】福岡・徳島・名古屋等の地裁・家庭等の有罪権・判事、大飯高裁判事、徳島地裁判事、徳島地裁判事。2017年8月、名古屋家庭裁判所判事で定年退官。2014年5月21日、関西電力大飯原発2・4号機の運転差止めを命じた判決を下し、15年4月14日、原発敷地地域の住民ら9人の申し立てを認め、関西電力原発3・4号機の再稼働差止めの仮処分決定を出した。その後、原発の危険性を訴える活動、原発差止めを求める裁判にかかわる。その活動を通じた映画「原発をとめた裁判官」そして原発をとめる農家たち」が2022年公開。著書に『私が原発をとめた理由』(角川社)。

南海トラフ巨大地震でも原発は大丈夫と言う人々
118頁 811-4-8431-150-8 (0424 四六判並製・188頁
定価＝(本体1300円＋税)

書籍のご購入は、最寄りの書店もしくはAmazonなどネット書店でご注文ください